

有田ふるさと納税お礼の品事業者（ふるさと事業者）募集要項 令和3年4月1日  
(陶磁器・加工食品事業者向け)

ふるさと納税制度による有田町への寄附促進及び有田町の魅力や地元製品のPR、販売促進を図るため、有田町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈る商品及びサービス「ふるさと有田特産品」（以下「お礼の品」という。）の提供に協力いただける事業者（以下「ふるさと事業者」という。）及びお礼の品を募集します。

## 1. 募集期間

随時受付募集 但し、下記の期間は除く

年末年始(12月～1月20日)、年度末・大型連休(3月中旬～5月上旬)

## 2. 募集の要件

- ふるさと事業者は、本店、支店、営業所のいずれかを、有田町内に有する事業者とします。ただし、本町の特産品等を扱っており町長が特に認めた場合は、この限りではありません。  
(町外法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し・町外個人の場合は、開業届又は営業許可書の写し及び確定申告書の写しが必要となります。)
- お礼の品については、総務省が定める基準に沿った製品・サービス等とし、有田焼商品については、有田町の窯元出し・作家の商品とし、全国に向けて、有田町の魅力発信に繋がるような商品とします。(お礼の品概要説明に窯元名及び作家名を必ず記載して下さい)  
加工食品については、有田町で生産、製造、加工、販売、サービスが提供されており、全国に向けて、有田町の魅力発信に繋がるような商品とします。※地場産品とする
- お礼の品点数については、有田焼商社・窯元・作家につきましては、1事業者当り原則5枠までとします。(事業者数が多いため、上限を設けます)但し、当所が必要と認めた場合はこの限りではありません。
- 食品を取り扱う事業者は、食品衛生責任者又は食品衛生管理者の写しを提出ください。

## 3. 申し込み方法

- 募集要領に添付している申請書に必要な事項を記入し、必要書類（『有田町ふるさと納税「お礼の品」事業参加申請書』『誓約書』『物品購入承認・業務委託契約書』お礼の品の紹介文及び写真データ）を添えて有田商工会議所まで持参又は電子メールで提出ください。

## 4. ふるさと事業者及びお礼の品の承認・支払方法

- ふるさと事業者及びお礼の品につきましては、選考委員会においてその承認について選考を行います。
- 選考委員会における選考結果については、選考委員会開催後に申請者へ通知いたします。
- 承認を受けたふるさと事業者は有田商工会議所とお礼の品の配送等に係る業務委託契約を締結します。※契約書の内容を遵守していただくこととなります。
- 選考委員会が、ふるさと事業者又はお礼の品として適当でないと認めた場合は、承認せず、また承認後であっても総務省及び関係省庁等の指導等があった場合や寄附者からの指摘等により適当でないことが判明した場合には、承認を取り消すことがあります。

5. お礼の品価格は、**原則 300,000 円**（商品代、梱包代、消費税を含む）までとします。  
商品は、「単品」「詰め合わせ」「定期便」のどれでも構いません。  
送料等は実費別請求とします。なお、複数の商品を組み合わせ提供のお礼の品の場合、  
2か所以上から発送する場合であっても、送料は1ヵ所分のみの支払いとします。  
お礼の品価格は、最終的に当所とふるさと事業所で協議し確定させていただきます。
6. 寄附金額については、原則、商品価格（消費税を含む）を **30%以下** で割り戻した額を設定します。（商品価格一覧については別紙参照）
7. お礼の品発注は、有田商工会議所より、**原則、電子メールにてお知らせします。**  
**※通信手段が整っている事を必須とします。**
8. **発送予定前日または商品を発送したら速やかに、発送先、発送商品名、発送日時、伝票番号を有田商工会議所へ報告してください。連絡の方法は電子メールか FAX とし、**発送日の遅くとも 16 時まで**に報告することとします。連絡が無い場合や報告が遅い事業所は登録を解除する場合があります。（寄附者より、クレーム・トラブルの原因となる恐れがあります）**
9. **事業者は、お礼の品の数量及び金額を毎月 25 日締め、有田商工会議所に翌月 1 日までに請求書を提出してください。但し、年末年始・大型連休・年度末などはこの限りではありません。**
10. 有田商工会議所は、1 日までにいただいた請求金額を当月末に事業者指定口座へ振込みます。

## 5. ふるさと事業者のメリット

1. 寄附者へお礼の品を送付する際に、ふるさと事業者のパフレットなどを同封し、事業者の PR や販売促進活動を広く行うことができます。※贈答品は除く

## 6. 個人情報の取扱い注意事項

1. 本事業で得た個人情報の扱いについては、有田町個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、業務の遂行にあたり当所が提供した 寄附者の個人情報については、お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、寄附者からふるさと事業者へ直接連絡があった等の経緯により改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

## 7. その他留意事項

1. その他応募及び業務の遂行に必要な事項については、有田商工会議所とふるさと事業者双方で協議のうえ適切に対処することとします。
2. 募集期間内に応募があった順（商工会議所に到着順）に、事業所及びお礼の品の審査を行います。ふるさと納税ポータルサイトでの公開までにはデータの調整等システム的な時間が必要となるため、順次情報を公開していきます。なお、特別な事情がある場合を除き、ポータルサイトへの掲載開始時期を指定することはできません。
3. **掲載用の画像については、ふるさと事業者で用意していただきますが、寄附者が欲しいと思うような撮り方をお願いします。画素数・ビジュアル・景観等がそぐわないものは撮りなおして頂くことがあります。※注意 著作権者の許諾を得ないで無断で利用すれば著作権侵害となります。**
4. **パソコンの操作ができること ※メール・エクセル・ワードの簡単な操作**
5. ふるさと納税ポータルサイト『さとふる』に掲載している全く同じお礼の品は、出品することができません。ただし、農産物・加工食品についてはこの限りではありません。